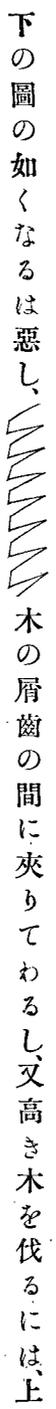


草木黃落して山林に入ると、樹木を伐て人用と爲といふとも、又其時にあらざれば伐る事なから、空しく其材をそこなへばなり、月令にも孟春樹木發生の時なれば、伐木を禁止せり、都て財を用ふるは秋分より後に伐るべし、小寒前別してよし、春伐るは軽く、秋冬伐る者は財重し、實すればなり、又葉を愛するもの盆栽など枝をきり込は三月迄なり、かき植こみなどは梅雨の中よし、土用の芽は葉寒に痛まずしてよし、灌園先生云、木を伐鋸は齒を圖の如くすべし、下の圖の如くなるは悪し、木の屑齒の間に夾りてわるし、又高き木を伐るには、上より段々伐りて下るなり、大枝をきり落して、下の物傷むと思ふ時は、長き綱を付て上の又へかけて、伐りて後つなをゆるめ段々と下ろすなり、又根より伐る時は、木へ綱を付て遠くにて挽なり、右へ倒すには右半分きり、左半分は少上を切るなり、きり口の合はぬ様にするなり、又諸木ともに皮を剥ぎて用ふるものは、春分より秋分迄よし、此間は皮剥易くしてよし、杉木扁柏黃蘗山椒等なり、喜任部阿按に、奥州の邊にてシナの皮を剥ぎ用ゆるには、立木のま、下を切りまはし、又豎に切りて其のま、剥ぎ段々と遠くにて引なり、根より梢まで剥るなり、これを水に浸し布に織り又繩とす、

〔廣益國產考〕伐時杉の事并に皮の事

吉野郡にては、春彼岸より十日立て、十日が間を至極の伐時とす、夫より十日ほどは中とす、又六月土用中ほどより八月彼岸までは、伐事あり、春は伐てすぐに皮をはぎ、卷ながら三日ほど水に浸して干あぐる也、左なければ虫入てあし、秋伐は水に浸すに及ばず、すぐにうらの黄色になるまで干べし、薄皮は凡一日ほし、厚皮は二日干て宜し、

〔法曹至要抄上科〕一食瓜菓伐樹木事

雜律云於官私田園輒食瓜菓之類坐贓論、棄毀者亦如之、即持去者准盜論、主司給與與同罪強持去